三　国内登録認証機関が役務の認証の全部又は一部を取り消した場合	一　取り消した期日及び認証番号 二　取り消した認証に係る一の項第二欄の第二号から第七号までに掲げる事項 三　取り消した理由	直ちに	取り消した期日から一年間
四　認証契約が終了した場合	一　認証契約が終了した期日及び認証番号 二　終了した認証契約に係る一の項第二欄の第二号から第七号までに掲げる事項	遅滞なく	終了した期日から一年間

2　前項の公表は、同項の表の第二欄に掲げる内容を国内登録認証機関の認証を行う全ての事務所（外国にある事務所を含む。第二十一条において同じ。）で業務時間内に公衆に閲覧させるとともに、インターネットを利用して閲覧に供する方法により行わなければならない。

（違法な表示等に係る措置の基準）

第十五条　国内登録認証機関は、被認証者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該被認証者に対し、これを是正し、及び必要となる予防措置を講じるように請求するものとする。

一　品質管理体制が第二条の基準に適合していないとき。

二　認証に係る役務以外の役務に関する役務関係書面（法第三十三条第一項の役務関係書面をいう。以下同じ。）に当該登録認証機関に係る法第三十三条第一項の表示又はこれと紛らわしい表示を付しているとき。

三　認証に係る役務以外の役務の広告に、当該役務が認証を受けていると誤解されるおそれのある方法で、当該登録認証機関に係る法第三十三条第一項の表示又はこれと紛らわしい表示を使用しているとき。

四　被認証者に係る広告に、当該登録認証機関の認証に関し、第三者を誤解させるおそれのある内容があるとき。

2　国内登録認証機関は、次の各号に掲げる場合には、認証を取り消し、又は速やかに、被認証者に対して、法第三十三条第一項の表示（これと紛らわしい表示を含む。以下次項第二号、第六項及び次条第一項第二号において同じ。）の使用の全部若しくは一部を行わないように請求するものとする。

一　被認証者が提供した役務が法第四十五条第二項第三号の場合に該当するとき。

二　被認証者の品質管理体制が第二条の基準に適合していない場合であって、その内容が、認証に係る役務が日本産業規格に適合しなくなるおそれのあるときその他重大なものであるとき。

三　前項の請求に被認証者が適確に、又は速やかに応じなかったとき。

3　国内登録認証機関は、前項の請求をする場合には、被認証者に対し、次に掲げる事項を記載した文書により通知するものとする。

一　請求の対象となる被認証者の事務所又は事業場及び役務の範囲

二　請求する日以降その請求を取り消すまでの間に、役務に関する役務関係書面に、法第三十三条第一項の表示を付してはならない旨

三　請求の有効期間

四　前号の有効期間内に認証に係る役務が日本産業規格に適合しなくなった原因を是正し、又は被認証者の品質管理体制を第二条の基準に適合するように是正し、及び必要な予防措置を講じること。

4　国内登録認証機関は、前項第三号の有効期間を延長することができる。

5　国内登録認証機関は、第三項第三号の有効期間（前項の規定により延長した場合を含む。次条第一項第二号において同じ。）内に第三項第四号に規定する是正及び予防措置が講じられなかった場合には、認証を取り消すものとする。

6　国内登録認証機関は、前項の取消しをする場合には、被認証者に対し、その保有する当該取り消した認証に係る役務に関する役務関係書面に付された法第三十三条第一項の表示を除去し、又は抹消するように請求するものとする。

7　国内登録認証機関は、認証に係る役務がその表示に係る日本産業規格に適合しなくなった原因が是正され、又は被認証者の品質管理体制が第二条の基準に適合することとなり、及び必要となる予防措置が講じられたことを確認した場合には、被認証者に対し、速やかに、文書により第二項の請求を取り消す旨通知するものとする。

第十六条　国内登録認証機関は、次の各号に掲げる場合には、被認証者に係る認証を全て取り消すものとする。

一　第九条の表の四の項から八の項まで又は第十条第一項の審査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

二　前条第二項の請求をした場合であって、その有効期間内に、被認証者が役務に関する役務関係書面に、法第三十三条第一項の表示を付したとき。

2　前条第六項の規定は、前項の規定による認証の取消しに準用する。

第十七条　国内登録認証機関は、自らの認証に係る法第三十三条第一項の表示又はこれと紛らわしい表示が役務に関する役務関係書面に違法に付されていることを知った場合には、主務大臣に対し、直ちに、当該事実を通知するものとする。

（認証契約の内容に係る基準）

第十八条　認証契約には、少なくとも次に掲げる事項を定めるものとする。

一　法第三十三条第一項又は第三十七条第六項の規定に基づく認証に係る契約である旨

二　認証契約の有効期間を定めるときは、その期間

三　法第三十三条第一項の表示として表示する事項及びそれに付記する事項並びにそれらの表示の方法

四　被認証者が法第三十三条第一項の表示を付することができる条件として、次に掲げるもの

イ　被認証者が国内登録認証機関から認証を受けていることを広告その他の方法で第三者に表示し、又は説明する場合には、認証を受けた役務と認証を受けていないものとが混同されないようにしなければならないこと。

ロ　認証に係る被認証者の業務が適切に行われているかどうかを確認するため国内登録認証機関が被認証者に対して報告を求め、又は被認証者の事務所、事業場その他必要な場所に立ち入り、認証に係る役務又はその品質管理体制を審査することができること。

ハ　ロの審査の頻度、その費用の負担その他の条件

五　認証に係る役務の提供が複数の事務所又は事業場で行われる場合にあっては、当該事務所又は事業場を識別する方法に関する事項

六　被認証者が認証に係る役務の内容及び品質管理体制を変更した場合の措置に関する事項

七　被認証者が第三者から認証を受けた役務に係る苦情を受けた場合の措置に関する事項

八　国内登録認証機関及び被認証者の秘密の保持に関する事項

九　国内登録認証機関が講じた措置について被認証者が行う異議申立てに関する事項

十　第十五条第一項及び第二項の請求、認証の取消し並びに認証契約の終了に関する事項

2　国内登録認証機関は、被認証者と認証契約を締結し、又は当該認証契約を変更した場合には、次に掲げる事項を記載した証明書を交付するものとする。

一　認証契約を締結した期日及び認証番号

二　被認証者の氏名又は名称及び住所

三　認証に係る日本産業規格の番号及び日本産業規格の種類又は等級（当該日本産業規格に種類又は等級が定められている場合に限る。）

四　役務の名称

五　認証に係る事務所又は事業場の名称及び所在地

六　認証に係る法の根拠条項

3　国内登録認証機関は、第一項第三号の付記する事項として被認証者の氏名若しくは名称又はその略号（略称、記号、認証番号又は登録商標をいう。）を定めるものとする。